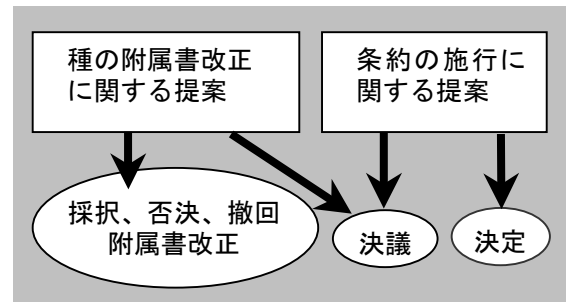


締約国会議でなにがどのように話し合われるのか

1. 会議の進行

会議はふたつのテーマに分かれて進行する。ひとつは条約の施行を改善するための議題、もうひとつは附属書改正の提案検討である。

条約施行改善については、討議後、決議や決定として全締約国が実施すべき内容が決まる。また、附属書改正提案は討議の後、採決し、投票国の3分の2以上の多数があれば採択される。(右図)。

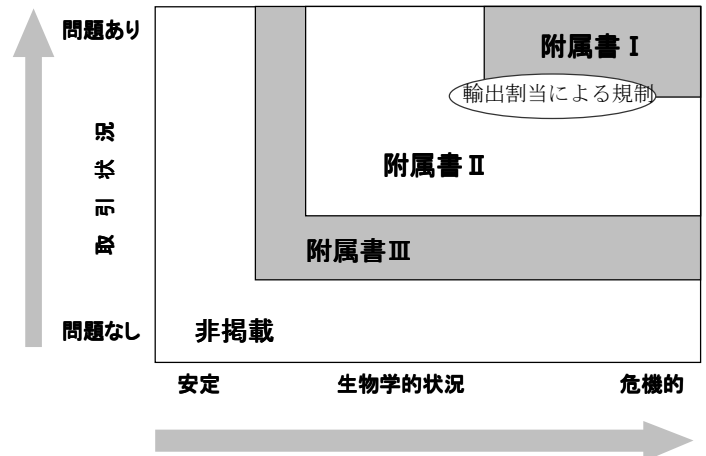


2. 附属書改正提案について

さまざまな種を附属書に掲載するにあたっては、附属書掲載基準がある(決議9.24)。附属書IやIIに掲載するにあたっては、生物学的基準と取引上の基準を満たさなければならない。

締約国会議で議論になるのは、附属書IとIIの間をどう判断するかである。附属書の掲載を変更することが決定できない場合は、輸出割当によって取引量を調整する措置がとられることがある。

附属書掲載の考え方



例えば、附属書Iの掲載基準

野生個体群の特性や分布面積、野生での個体数の衰退などの生物学的な基準(決議9.24付則1)の中で少なくとも1項目を満たし、かつ取引による影響を受けるかあるいは受ける可能性がある場合、附属書Iに掲載される。

3. 会議におけるNGOの役割(トラフィックを例に)

ワシントン条約は、その設立当初からNGOがかかわってきた条約である。条約におけるNGOの役割は大きく、トラフィックもNGOとして条約に深くかかわっている。

会議前には、トラフィックはIUCNと共同で客観的な立場で情報をまとめた「Analyses of Proposals to Amend the CITES Appendices (附属書改正提案の分析)」*を締約国に送付する。

また、附属書改正に関する提案について支持するか否か、トラフィックの具体的な意見を「TRAFFIC Recommendations on proposals to amend the Appendices (附属書改正提案への見解)」としてまとめる。

上記は政策決定者を対象に書かれたもので、関連する人々に手渡す。さらに、「SPECIES IN DANGER」などの独自のレポートを会議の資料として配布する。

会議中は、NGOが発言できる機会があり、トラフィックの意見を聞かれる場合もある。また、決議案や決定案も作成する。よりよい方向に持っていくには、どのような形が適切なのか、附属書の改正か、決議か、決定か、実行するのは締約国、常設委員会、事務局、または動物委員会なのか、どこに何を指示するべきなのか、経験と知識に基づき、トラフィックの提案を作成する。

